健康局長 花田 裕之

高齢者、障害児・者施設における直接介護等に従事する職員への 定期的検査の訪問系事業所への拡大について

高齢者、障害児・者施設において、新型コロナウイルスの感染者が発生した際の感染拡大・クラスター化を防止するために、これまで入所施設・通所施設で直接介護に従事する職員への定期検査を実施してきましたが、第7波の新型コロナの感染拡大を受けて高齢者等への接触が多い訪問系事業所に対象を拡大します。

1. 対象施設及び対象者 (※下線:拡大対象事業所)

高齢者、障害児・者入所及び通所施設、訪問系事業所における直接介護等に従事する職員

(1) 入所施設 高齢施設 特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、

養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、ケアハウス、 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

障害施設 施設入所支援、障害児支援施設、共同生活援助 (グループホーム)

認知征列心空共向土冶川護(ブルーノホーム)

(2) 通所施設 高齢施設 通所介護 (デイサービス)、通所リハ、地域密着通所

障害施設 生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続支援(A)、

就労継続支援(B)、就労移行支援、地域活動支援センター

(3) 訪問系事業所

高齢事業所訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、
福祉用具貸与、居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、
地域包括支援センター

<u>障害事業所</u> 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 <u>重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、</u> 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、 障害者相談支援センター

2. 実施時期

令和4年8月22日(月曜)~9月30日(金曜) ※感染拡大の状況により延長を検討します。

3. 定期的検査の概要

行政検査として実施します。 抗原定性検査を週2回職員自身が検査を行います。

連絡先:健康局保健所保健課

担当:後藤、倉本

直 通:078-322-5305